

税務訴訟資料 第260号-73 (順号11429)

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消請求上告受理申立事件

国側当事者・国

平成22年4月27日受理

(第一審・長崎地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成18年11月7日判決、本資料256号-304・順号10564)

(控訴審・福岡高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成19年10月25日判決、本資料257号-194・順号10803)

決 定

申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	丸山 隆寛
同訴訟復代理人弁護士	山内 良輝
相手方	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
同指定代理人	西川 英之

上記当事者間の福岡高等裁判所平成●●年(〇〇)第●●号所得税更正処分取消請求事件について、同裁判所が平成19年10月25日に言い渡した判決に対し、申立人から上告受理の申立てがあった。申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項の事件に当たる。

よって、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件を上告審として受理する。

平成22年4月27日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 那須 弘平

裁判官 堀籠 幸男

裁判官 田原 睦夫

裁判官 近藤 崇晴